寄附してみよう！

現金による寄附（1円～）

Step1 寄附申込書をFAX、郵送、メールで島根県にお送りください

寄附申込書は、しまね社会貢献基金のホームページからダウンロードできます。

Step2 島根県から送付される納入通知書に現金を添え、金融機関から払込んでください

（手数料無料）

クレジットカードによる寄附（5,000円～　）

YAHOO! JAPAN ふるさと納税で
島根県（NPO法人）を選択し
「申込みフォーム」に記入

しまね社会貢献基金　検索

税制優遇のメリットを受けよう！

2,000円を超える額を寄附された場合
所得税と住民税の優遇が受けられます！

寄附金額の全額を損金算入することができます！

寄附金控除の計算例

寄附額の2,000円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね2割を上限に、所得税分と合わせて、原則全額が控除されます。

しまね社会貢献基金に1万円寄附した場合

寄附額 1万円	控除適用下限額（自己負担額）		2,000円
	寄附金控除対象額 8,000円	所得税軽減分	800円
		住民税控除分	
		特例控除	6,400円
		基本控除	800円

年収700万円、夫婦と子供2人の給与所得者世帯の計算例

ここが知りたい！Q&A！

Q１寄附金は何円から受け付けていますか？

A　寄附は1円（クレジットカードによる寄付は5,000円から）からできます。金額にかかわらず手数料は無料です。

Q２団体希望寄附はどのように使われるのですか？

A　団体が企画実施する事業（審査委員会の審査を経て採択されたものに限る）の経費として使われます。ただし、法令に反する事業、政治・宗教目的の事業等は対象となりません。

Q３　寄附金は希望通りに使われますか？

A　寄附金は、寄附者の御希望を尊重して活用しますが、必ずしも希望どおりにならないこともあります。なお、その場合も寄附金をお返しすることはできません。

Q４　寄附をしたら必ず税制優遇が受けられますか？

A　税制優遇を受けるためには、確定申告等の手続きが必要となります。ただし、寄附者に特別な利益が及ぶと認められる場合は、優遇措置を受けられない場合があります。

県民活動応援サイト　島根いきいき広場　https://www.shimane-ikiiki.jp/

島根いきいき広場では、県内で社会貢献活動を行っている団体を紹介しています。
ぜひ、チェックしてください!!

しまね　いきいき

島根県 環境生活総務課
NPO活動推進室
TEL 0852-22-5096
E-mail:npo@pref.shimane.lg.jp

企業の皆さまへ
「サポーター企業」への登録をお願いします

基金への寄附や、基金への寄附を目的とした商品の販売にご協力いただける企業を「サポーター企業」として登録させていただきます。